

第十五条の次に次の一条を加える。

(特許料の免除又は猶予)

第十五条の二 特許庁長官は、第十四条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第十四条第一号ハに掲げる要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。)又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付を猶予することができる。

第十六条中「特許法第九十九条」を「前条第二項」に、「二年」を「三年」に改める。

(実用新案法施行令の一部改正)

第二条 実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削り、同条第三項中「及び審判官」を「審判官及び審判書記官」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(登録料の減免又は猶予)

第三条 実用新案法第三十二条の規定による登録料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所又は居所

二 当該実用新案登録出願の表示

三 登録料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

2 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては第一号の書面、その他の事実を理由とする場合にあっては第二号の書面を添付しなければならない。

一 当該扶助を受けていることを証明する書面

二 所得税に係る納税証明書その他当該事実を証明する書面

3 実用新案法第三十二条の規定による登録料の軽減又は免除は、次項に規定する登録料の納付を猶予することができる期間内には登録料を納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、することができる。

4 実用新案法第三十二条の規定により登録料の納付を猶予することができる期間は、登録料を納付すべき期間の経過の日から三年以内とする。

(意匠法施行令の一部改正)

第三条 意匠法施行令(昭和三十五年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二項を削り、第三項中「及び審判官」を「審判官及び審判書記官」に改め、同項を第二項とする。

(商標法施行令の一部改正)

第四条 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「及び審判官」を「審判官及び審判書記官」に改め、同項を同条第二項とする。

(特許法等関係手数料令の一部改正)

第五条 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

(資力に乏しい者)

第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日に おいて、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税(特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者以下、非居住者」といふ)にあつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと。

ハ 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと)。

ニ 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日に おいて、イからニまで(個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。)を提出すべき期限が到来していないものにあつては、イ、ロ及びニ)のいずれにも該当すること。

イ 資本の額又は出資の総額(資本又は出資を有しない法人にあつては、通商産業省令で定める額)が三億円以下の法人であること。

ロ 設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日)のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日(以後五年を経過していないこと)。

ハ 法人税(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(次条第三項第二号において「居住者」といふ)にあつては、事業税)が課されていないこと(非居住者にあつては通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人(次条第三項において「外国法人」といふ)にあつては通商産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと)。

ニ イからハまでに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。

第一条の次に次の二条を加える。

(減免の申請)

第一条の三 特許法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の登録料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

三 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 出願審査の請求の登録料の軽減又は免除を必要とする理由

2 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面)

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面)

3 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他通商産業省令で定める書面を添付しなければならない。